

(案)

番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

原子力委員会委員長

国立大学法人東京大学の原子炉の設置変更について（答申）

平成24年3月12日付け23受文科科第2341号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本申請に係る変更は、東京大学原子炉施設の運転終了に伴い、使用済燃料の処分方法に係る以下の追加を行うものである。

炉心から取り出した燃料は、それぞれ以下で処分する。

- (1) 濃縮ウラン燃料は、独立行政法人日本原子力研究開発機構に譲渡する。
- (2) 劣化ウラン燃料は、東京大学核燃料物質の使用施設の貯蔵庫へ移設し、保管管理する。

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本申請に係る変更は、原子炉の使用の目的を変更するものではなく、使用済燃料の処分の方法の追加を行うものである。具体的には当該施設の使用済燃料の処分の方法について、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している米国の同意の下に独立行政法人日本原子力研究開発機構に譲渡することを追加するものである。

したがって、当該施設が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められるとした文部科学大臣の判断は妥当である。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請に係る変更は、使用済燃料の処分の方法の追加であり、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行を妨げるおそれはない。

したがって、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められるとした文部科学大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更は、使用済燃料の処分の方法の追加であり、発生する作業に係る費用については、運営費交付金にて充当される計画であり、その確保に見通しがあることから、経理的基礎があると認められるとした文部科学大臣の判断は妥当である。